

平成 23 年 7 月 25 日制定

## 功労賞基準

1. 本功労賞は、以下の基準に基づいて定める。
  - 1) もったいない学会の趣旨に則って、関係諸団体等との連携を図る等、学会の社会的浸透性を高めることに尽力し、その貢献が極めて著しいと認められた会員個人または会員が主体となる団体
  - 2) その他学会活動において極めて顕著な貢献をした会員
2. 事業年度末の理事会にて検討し、節目の年（例：5 年目、10 年目、15 年目等）において、功労賞を決定する
3. 功労者は、総会にて表彰する。

以上